

送迎車が追突され利用者が脳梗塞、デいの責任？

— デイサービスの責任を追及する家族 —

■ 追突被害事故は全て加害者の責任か？

Hさん、(68歳男性)は、軽度の左半身麻痺で杖歩行のデイサービスの利用者です。ある8月の暑い朝、Hさんを居宅前で乗せて送迎車が発進しようとする中、“コッソ”と小さな音がして軽く車に追突されてしまいました。追突した車両の運転手は謝罪し、「救急車を呼びましょうか？」と言いましたが、Hさんは「大丈夫だからいい」と断りました。送迎車の運転手は、デイサービスに連絡を入れ「大したことはないので、現場検証が終わり次第Hさんをお連れする」と伝えました。Hさんはその後30分以上も珍しそうに車を出入りして検証の様子を見て、デイに着くまで興奮して話し続けていました。

ところが、Hさんはデイサービス到着直後に悪心とめまいを訴え、血圧を測ると異常値で意識混濁が現れたため、看護師が病院に救急搬送しました。Hさんは高血圧の発作から脳梗塞を起こしていました。退院後リハビリを続けましたが、車椅子全介助となってしまいました。その後Hさんの息子さんから「加害者の保険会社から“追突と脳梗塞に因果関係はないので賠償できない”と言われた」と連絡がありました。デイサービスは「追突事故の被害の責任がデイサービスにある訳がない」と責任を否定すると、息子さんが訴訟を起こしました。

追突の加害者よりデイサービスの責任の方が重い

■ Hさんの脳梗塞は追突の加害者の責任か？

Hさんの脳梗塞に対する責任は誰にあるのでしょうか？追突事故の加害者は事故後に起きた脳梗塞の責任も負うべきなのでしょうか？まず、Hさんは身体に何のショックも受けていませんから、衝突の力によってHさんの身体には何の作用も無かったこととなります。つまり、この追突事故とHさんの脳梗塞には、「直接的な因果関係が無い」こととなります。



また、加害者は被害者に対して救急車の要請を申し出ており、警察の届け出も行っていますから、事故発生時に被害者に対して行うべき道路交通法上の義務(事故発生時の救護措置)を全て果たしています。すると、加害者の“事故と脳梗塞には因果関係が無い”という主張は正しいことになり、Hさんの脳梗塞の責任を追突事故の加害者に負わせることは、難しいでしょう。

■ デイサービスの安全配慮義務違反は明らか

次に、デイサービスの責任について検証してみましょう。デイサービスでは入所施設ほど厳密ではありませんが、ある程度の既往症や疾患などの健康状態の情報を把握し、レクリエーションや入浴など身体への負担がある場面では、基本的な健康チェックを行っています。このように、デイサービスでは介護のプロとしての利用者の健康面における基本的な安全配慮が必要となります。老人会や趣味のサークルの管理者と同じレベルの安全配慮では困るのです。

本事例でデイサービスは安全配慮義務を果たしていたのでしょうか？まず、Hさんは脳梗塞の既往症がありますから、脱水や低カルシウム血症などには注意しなければなりません。また、高血圧症もありますから、血圧上昇につながる激しい運動や高温の環境には注意が必要です。ところが、Hさんは事故後に現場の車内に30分以上も留め置かれて、車内から出たり入ったりしています。血圧上昇と脱水が起こるのは当然ですし、珍しい体験に興奮すれば血圧上昇に輪をかけます。

このようなHさんの健康状態に配慮すれば、Hさんを目の前の居宅にいったん戻して涼しい場所で落ち着いてもらうこともできたはずですし、デイのスタッフを呼んでHさんだけ先にデイにお送りすることもできたはずですが、暑い事故現場に長時間留め置かれたことがHさんの脳梗塞発症の原因と考えられますから、デイサービスが安全配慮義務を怠っていたとみなされても仕方ありません。

